

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第3回総会 議事録	
日 時	平成30年6月27日(水) 15時30分開会 16時00閉会
場 所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 10番 和田雅裕、11番 小川壽一、13番 石澤一英、 以上11名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
欠席委員	9番 小泉勝利、12番 若林安雄
議長 (安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	議長 9番 小泉委員、12番 若林委員から所用のため、欠席する旨の届 出がありましたので報告します。
議長 (安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、1番 柏木委員、2番 石原委員にお願いします。 現況証明委員は、12番 若林委員、2番 石原委員にお願いします。 現況証明委員の指名にかかる運用方法の説明を事務局からお願いし ます。
事務局 (岸名補佐)	議長 現況証明委員の指名にかかる運用方法の説明を着席して報告させて いただきます。 現況証明委員については、5月総会にて指名しました 12番 若林委 員が本日欠席につき、今月現況証明委員に指名予定であった、1番 柏木 委員と交代していただきました。 このため、先月の現況証明委員であった 12番 若林委員に今月の現況 証明委員をお願いするものです。 この運用は、3月の総会で議決された「農地等の利用の最適化の推進 に関する指針」に基づく活動実績・成果実績を国に報告するため、委員 の皆さんに均等に活動を行っていただくためのものです。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいております ので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長 本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、6月総会議事日程に つき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告いたしま す。

	日程 第1、報告第7号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件。 日程 第2、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程 第3、報告第9号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程 第4、議案第12号、鎌倉市総合計画審議会委員補者の推薦について。 日程 第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程 第6、議案第14号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程 第7、議案第15号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程 第8、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第9、議案第17号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第10、議案第18号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第11、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第12、議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第13、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第14、議案第22号、農地等の認定について。 日程第15、その他、諸般の報告 について。 以上で 報告を 終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から 報告を お願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第1、報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告させていただきます。 報告に際し、敬称は略させていただきます。

	お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、883平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]が、共同住宅用地として、平成30年8月1日転用のため、平成30年6月5日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、畑、219平方メートル、外1筆、合計2筆、313平方メートル、[REDACTED]、[REDACTED]が、共同住宅用地として、平成30年6月29日転用のため、平成30年6月6日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、田、416平方メートル、外7筆、合計8筆、1,959平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]が、駐車場用地並びに共同住宅用地として、平成30年8月1日転用のため、平成30年6月6日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はございません。 以上で 報告を 終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご質問が 無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第2、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第2、報告第8号、農地法第5条第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、田、139平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]から、[REDACTED]、[REDACTED]に所有権移転し、駐車場用地として、平成30年6月4日転用のため、平成30年5月31日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、畑、82平方メートルを、[REDACTED]、[REDACTED]から鎌倉市極楽寺2-9-6、岩澤俊夫に所有権移転し、専用住宅用地として、平成30年9月1日転用のため、平成30年6月11日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借 関係はございません。 以上で 報告を 終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長 (安齊会長)	ご質問が 無いようですので、次に移らせて いただきます。
議長 (安齊会長)	日程第 3、報告第 9 号、遊休農地解消対策実践活動について報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長 日程第 3、報告第 9 号、遊休農地解消対策実践活動について着席して報告させていただきます。 6 月 5 日 (火)に、遊休農地解消対策実践圃場にて、柏木委員、石原委員の 2 名に除草剤の散布を行っていただきました。 今後数回に分けて、行う予定です。 作業にご協力いただく委員の方には追ってご相談させていただきます。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご質問が 無いようですので、次に 移らせて いただきます。
議長 (安齊会長)	日程第 4、議案第 1 2 号、鎌倉市総合計画審議会委員候補者の推薦について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第 4、議案第 1 2 号、鎌倉市総合計画審議会委員候補者の推薦について、ご説明します。 鎌倉市総合計画審議会は、鎌倉市の将来都市像と総合的かつ基本的な考え方を定める総合計画を審議するため、市長の付属機関として設置されているものです。 平成 2 4 年 4 月にご審議いただき、安齊会長を推薦しました。 任期は、「審議会の 所掌事務の 処理が 終わるまでの 期間とする。」となっており、現在、 所掌事務は 終了しています。 今回は、現行の第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画を改訂するにあたり、農業委員会から審議会委員 1 名の推薦依頼が鎌倉市長からあったものです。 任期は概ね 2 年間となります。 以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	1 名の推薦について、いかがいたしますか。
7 番 (浜野委員)	引き続き会長にお願いしたいと思います。
議長	只今、私、安齊を引き続き推薦するというご意見をいただきました

(安齊会長)	が、他に、何か、ご意見、ご質問ございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。議案第12号について、私、安齊を推薦することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第12号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、並びに日程第6、第7、議案第14号、第15号、農地中間管理事業における農用地用配分計画に対する意見について、以上3件について関連があるので一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第5、第6、第7、議案第13号、第14号、第15号については、3件関連案件ですので、一括してご説明します。 お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第13号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、平成30年7月1日から平成36年6月30日までの6年間です。 次に、議案第14号及び参考資料をご覧ください。 議案第14号は、ただ今、ご説明した議案第13号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成30年9月1日から平成36年6月30日までの約6年間です。 賃借料は、1平方メートル当り24円、年間27,000円となっています。 次に、議案第15号及び参考資料をご覧ください。 議案第15号は、ただ今、ご説明した議案第13号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成30年9月1日から平成36年6月30日までの約6

	年間です。 賃借料は、1平方メートル当り24円、年間54,900円となっています。 なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、それぞれ農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の石澤委員さんから補足説明をお願いします。
13番 (石澤委員)	議長 13番 本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けはないものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、3件を 個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第13号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第14号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第14号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第15号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第15号は承認されました。
議長	次に、日程第8、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく

(安齊会長)	農用地利用集積計画の決定について、並びに程 第 9、第 10、議案第 17 号、第 18 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 3 件について関連があるので一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第 8、第 9、第 10、議案第 16 号、第 17 号、第 18 号については、3 件関連案件ですので、一括してご説明します。 お手元の議案及び考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第 16 号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 40 年 4 月 30 日までの約 10 年間です。 次に、議案第 17 号及び考資料をご覧ください。 議案第 17 号は、ただ今、ご説明した議案第 16 号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 4 月 30 日までの約 5 年間です。 賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 21,600 円となっています。 次に、議案第 18 号及び参考資料をご覧ください。 議案第 18 号は、ただ今、ご説明した議案第 16 号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日までの 5 年間です。 賃借料は、1 平方メートルあたり 24 円、年間 22,000 円となっています。 なお、今回から農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、それぞれ農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の柏木委員さんから補足説明をお願いします。
1 番 (柏木委員)	議長 1 番 本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、キュ

	ウリ、ダイコン等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われ ます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、3件を個別に採決したいと思います ますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第16号に賛成 の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第18号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第18号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第11、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づ く農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第11、議案第19号について、ご説明します。 本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市長から農用地利用集 積計画の決定を求められているものです。 お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 本件は、継続件です。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 期間は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年 間です。 賃借料は1平方メートル当り24円、年間62,700円となってい ます。

	以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の和田委員さんから補足説明をお願いします。
10 番 (和田委員)	議長 10 番 本件、利用集積計画の決定に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ピーマン、なす、人参等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第19号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第19号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第12、第13、議案第20号、第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件、関連があるので一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第12、第13、議案第20号、第21号については、2件関連案件ですので、一括してご説明します。 本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 この2件は、新規案件です。 借り手である[REDACTED]は、障害者や社会への適応に問題を抱える人にして就労支援を行い、また、共に耕作放棄地等の開墾・管理・活用をすることで、障害者の方達の社会復帰や耕作放棄地の有効活用に寄与することを目的として設立された団体で、ブルーベリーとオリーブの栽培を予定しています。 借り手は新規農業参入であり、農作業に常時従事すると認められない者であるため、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号により解除条件付賃借権となります。 また、解除条件付賃借権のため、鎌倉市において農地を的確に使用

	する旨の確約書の提出を受け、貸し手・借り手・鎌倉市の３者による協定の締結を行いました。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 期間は、平成３０年７月１日から平成３５年６月３０日までの５年間で。 賃借料は１平方メートル当り約２４円、議案第２０号は、年間３０,０００円、議案第２１号は、年間１８,０００円となっています。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の石澤委員さんから補足説明をお願いします。
１３番 (委員)	議長 １３番 本件、利用集積計画の決定に先立ち、貸出予定地を確認したところ、現在は、農地として適正に管理されており、新規参入者が良好に耕作できる土地であると思われます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、２件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第２０号に賛成の方は、挙手を願います。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第２０号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、議案第２１号に賛成の方は、挙手を願います。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第２１号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第１４、議案第２２号、農地等の認定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長 日程第１４、議案第２２号、農地等の認定についてご説明します。 お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等は、お手元の議案のとおりです。

	本件は、生産緑地の追加指定について、生産緑地法施行規則第1条により平成30年6月14日付け市長から農業委員会に当該地が農地法に規定する農地に該当しているか意見を求められているものです。 生産緑地法施行規則第1条には、「市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成しようとする場合においては、当該市町村の長は、第2条第1号に規定する農地又は採草放牧地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聴くことができる」とされています。 当該土地所有者は、[REDACTED]、[REDACTED]です。 今後の手続きとしては、11月に開催予定の鎌倉市都市計画審議会の審議を経て、年内に生産緑地地区の告示が予定されています。 本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、農地法上の農地として認定する旨の回答をするものです。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、地元委員の浜野委員さんから補足説明をお願いします。
7 番 (浜野委員)	議長 7 番 6月20日、午後3時より、農地の耕作状況を確認したところ、現在は、トウモロコシ、サトイモ、ネギ、ナス等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番 (郷原委員)	本件は、新規の生産緑地指定ですか。また、その場合は指定から30年間買取申出はできないということでしょうか。
事務局 (名塚)	本件は新規案件であり、基本的には30年間買取申出はできないものです。
議長 (安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」声)
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第22号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第22号は承認されました。
議長	次に、日程第15、その他、諸般の報告について、報告いたします。

(安齊会長)	事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長 日程第15、その他、諸般の報告について、5件、説明させていただきます。 諸般の報告1、農地相談会の開催について、報告いたします。 お手元の諸般の報告1 参考資料をご覧ください。 7月31日(火)の午後に、農地相談会をJAさがみ・市・農業委員会事務局合同で実施する予定です。 農家の方へはJAを通じて回覧を行います。 開催場所はJAさがみ玉縄支店です。 相談希望の方は事前予約が必要となります。 農地に関するどんな相談でも、また要望でも構いません。 委員の方からも地区の農家の方へ周知いただきますよう、お願いいたします。 次に諸般の報告2、湘南地区農業委員会連合会研修会について、報告いたします。お手元の諸般の報告2参考資料をご覧ください。 この研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の3市1町で構成する、湘南地区農業委員会連合会が、農業委員の皆様を対象に実施するものです。 場所は、藤沢商工会館ミナパーク6階多目的ホール3で、8月7日(火)午後2時から予定されています。 去年は、研修時間中に警報が出るほどの雨が降りました。 お忙しい時期とは思いますが、原則的に全委員参加でお願いしております。事務局も出席予定です。 やむを得ない事情で、どうしても都合がつかない方は、お早目に事務局までご連絡ください。 現時点で欠席される方は挙手を願います。 ありがとうございます。当日はよろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告3、平成30年度「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入について、報告させていただきます。 5月総会でご相談させていただきました公務災害補償制度について、6月より加入することができましたので、親睦会費より保険料を納付させていただきます、本日6月総会より適用となりました。 次に、諸般の報告4、農地パトロールについて、報告させていただきます。 農地パトロールは、農業振興地域内の農地法違反地を中心に現在の状況を確認するため、農地パトロール実施計画に基づき年4回実施しております。 目的は、農地法違反地の状況の確認、産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の防止等となっております。

	農業委員会のほか、市の関係課・県関係課職員も同行します。 次回は、平成30年7月下旬に実施予定で、13番石澤委員、1番柏木委員、2番石原委員にお願いします。 日程等詳細につきましては、追ってご連絡させていただきます。 最後に、7月総会の日程について、報告させていただきます。 次回は7月26日（木）15時30分から、運営委員会は、15時10分から、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 1番	柏 木 博 明
議事録署名委員 2番	石 原 秀 雄